

令和7年度高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金【概要】 【第2次募集・延長】

1 事業内容

県内の訪問看護ステーションにおいて、高度かつ専門的な知識、技能を習得させるためのOJT研修を実施する場合に、当該OJT研修に要する費用（新人訪問看護師の人件費等）を補助するもの。

2 補助対象の訪問看護ステーション

（1）人員要件

常勤の看護職員を3名以上（OJT研修の対象となる訪問看護師以外で3名以上）配置しており、かつ、質の高いOJT研修を実施できる人材が配置されていること。

（2）事業所要件

補助申請時点で以下のア～エのすべての要件を満たす事業所とする。

（補助申請時点で「機能強化型訪問看護管理療養費2」の取得が見込まれ、かつ実績報告時（翌年4月頃まで）に「機能強化型訪問看護管理療養費1」の取得が見込まれる事業所）

ア 以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと。

①ターミナルケア件数が直近1年間で8件以上であること。

②ターミナルケア件数が直近1年間で5件以上、かつ15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時3人以上であること。

③15歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時5人以上であること。

イ 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に7人以上いること。

ウ 24時間対応体制加算を届け出ていること。

エ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していること。

（3）令和6年度からの変更点

ア 既に機能強化訪問看護ステーションI型を取得している事業所は原則申請不可とする。

イ 事業所につき1回の申請とし、2回以上の申請を原則禁止とする。

ウ 機能強化訪問看護ステーションI型の届出完了後、県から補助金を交付する。

（4）補助対象となる要件の緩和について

ア 既に機能強化訪問看護ステーションII型・III型を取得している事業所で、来年度以降I型又はII型を関東信越厚生局へ届出予定の事業所を対象とします。（III型の場合は補助金申請時にII型の取得が見込まれる事業所となります。）

イ 既に機能強化訪問看護ステーションI型・II型を取得している事業所で、令和6年度以前に補助金の補助対象となった事業所も対象とします。

※第1次募集時に案内した要件「補助申請時点で「機能強化型訪問看護管理療養費2」の取得が見込まれる事業所で、かつ実績報告時（翌年4月頃まで）に「機能強化型

訪問看護管理療養費1」の取得が見込まれる事業所」も引き続き募集しています。

3 補助率・補助上限額・補助期間

- (1) 補助率 : 10分の10以内
- (2) 補助上限額 : 1事業者あたり53万円
- (3) 補助期間 : OJT研修に係る補助期間は、採用後の3か月のうち、2か月目、3か月目の2か月間を対象とする。

4 補助対象事業者数

8事業者／年度

5 補助対象事業者の選定方法

(締切) **令和8年2月13日(金)**

締切日までにされた申請において、申請額の総額が予算額を超えた場合は、以下の基準をもとに事業計画などを総合的に勘案して事業者を選定する。

選定基準は以下のとおり。

- ①都市医師会管内に機能強化型訪問看護ステーションがない場合を優先する
(地域バランス)
- ②1法人あたり1事業者に対する補助とする